

平成22年度第3回京都市国民健康保険運営協議会 摘録

- 1 日 時 平成23年2月1日（火）午後2時～午後4時
- 2 場 所 キャンパスプラザ京都 2階ホール
- 3 出席委員 京都市国民健康保険運営協議会委員＜敬称略 23名中16名出席＞
被保険者代表 石原，小倉，長嶋，中野，原，牧，三宅
保険医等代表 内田，木島
公益代表 稲葉，井上，岡本，鞍掛，苗村，西
京 都 市 星川副市長，中島保健福祉局長，末次生活福祉部長
日名保険年金課長，木村保険年金課担当課長
安部介護保険課長，尾本医務審査課長
小笠原保険年金課管理係長
- 4 議 題 (1) 平成23年度京都市国民健康保険事業（案）について
(2) 諮問（医療分，後期高齢者支援分及び介護保険料の限度額改定について）
(3) 諮問（出産育児一時金について）

- 開会にあたり，星川副市長から挨拶
- 京都市長から運営協議会へ諮問

諮問内容

- 1 国民健康保険料の賦課限度額について
基礎賦課額の賦課限度額を50万円から51万円に，
後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を13万円から14万円に，
介護納付金賦課額の賦課限度額を10万円から12万円に改定すること。
- 2 出産育児一時金の額を39万円から42万円に恒久措置化すること。

- 事務局から，資料にそって平成22年度京都市国民健康保険事業（案）及び諮問内容について説明
- 説明後の質疑応答は以下のとおり

岡 本 会 長 質疑応答をお願いしたい。

牧 委 員 12ページだが，二人世帯モデルの保険料となっているが，仮に子どもが一人，二人と増えると均等割りが足されるという理解でいいか。

日 名 課 長 一人当たりの均等割りについて，23年度の案だと26，270円という年額が二人だとかける2で計算しているので，一人増えれば26，270円が更に増えていくということである。

岡 本 会 長 私が発言するのもおかしいかもしれないが，4ページを見ていただきたい。「この措置により，1人当たり保険料を前年度と同額に据え置く。」とある。この点について，保険者の側から見ればその通りだと思うが，保険料総額として変わらないということだと思う。今後表現の

仕方を考慮していただきたい。

日 名 課 長 私どもの説明が不足しており、申し訳ない。

年度にいただくべき保険料の総額を被保険者数で単純に割ったものを一人当たり平均保険料と言っている。この金額を据え置くということである。賦課総額も若干変わるし被保険者数も変わるし違いはあるが、一人当たりの平均保険料を据え置くということである。12ページ、13ページで説明させていただいたが、所得階層別の保険料で実際の賦課総額から求めた料率に当てはめた時に前年度に比べて増えてくる方がみられる。これはおとしと去年の所得見込を同額とした場合の保険料であるので、世帯によっては所得の増減があるため、実際の保険料計算の際は、所得の増減を考慮して計算するという趣旨の説明をさせていただいたところである。

岡 本 会 長 保険者としての京都市の立場からの説明で言えば決して間違いではないということは分かる。被保険者の立場で言えば、一方で同額と言いながら一方では増減するという説明では理解が難しい。この説明ではもしかしたら事業主本位の表現ととられるのではないか。間違っていると言うつもりはないが、以後、同じ様な資料を作成する際には、もっと分かりやすい表現は無いかな検討していただきたい。

日 名 課 長 検討させていただく。

末 次 部 長 あくまでも一人あたりのトータルの保険料は据え置きとさせていただいている。その中では増減する方もおられる。ご指摘いただいた点をふまえ、より丁寧な説明ができるように表現方法も含めて検討させていただく。

小 倉 委 員 1 ページの一番下に「国に対して制度の抜本的な改革を要望していく」とあるが、具体的に京都市としての意見を持って申し出ているのか。

先日、別の会議に出席した際に出た意見だが、政党によって制度が変わるようでは困るという話があった。全くの同感である。その点について京都市の方から国に対してどういう形で進言していくかを議論していただきたい。これは私の個人的な意見であるが、今後ともよろしく願いたい。

日 名 課 長 国に対しての要望内容について、京都市としては国を保険者として、国が財政責任を果たすという視点から、国民健康保険のみならず被用者保険も含めた医療保険制度の一本化というのが、我々が目指しているものである。現在、国においても新たな高齢者医療制度等に関して議論されているところだが、平成25年度からの75歳以上の国民健康保険を都道府県単位で運営していこうというものである。国が描いているのは平成30年度以降、全年齢を対象として都道府県単位で運営していこうとするものである。それは国保制度のみの都道府県単位化という議論であるが、それだけで無く、被用者保険も含めた国民全員が入る保険制度の一本化を要望していく。なぜそれを求めるかというと、負担の公平化

である。どこに住もうが，所得が同じであれば，保険料負担は本来同じで無ければならないのではないか。そういう視点から要望しているものである。